

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第11報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和4年11月15日 厚生労働省告示第332号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和4年11月15日 厚生労働省告示第333号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和4年11月15日 保医発1115第9号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和4年11月15日 保医発1115第11号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早269		下から1行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトレキサート製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤</u></p>	字句挿入
早333		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤</u></p>	字句挿入
474	右	下から11行目	<p>D006 出血・凝固検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ADAMTS13活性 ア・イ</p> <p><u>ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカブラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30日間を超えた場合でも、1週間に1回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>(10) (略)</p>	<p>D006 出血・凝固検査</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) ADAMTS13活性 ア・イ</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p>	字句挿入

調24	右	下から16行目	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、<u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びムトレキサート製剤</u>に限る。 ウ～オ (略)</p>	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ、<u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤</u>に限る。 ウ～オ (略)</p>	字句挿入
調87	右	上から23行目	<p>30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びムトレキサート製剤</u>の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)</p>	<p>30 特定保険医療材料 別表2 、サトラリズマブ製剤、<u>ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスプレイ注射器(針を含む。)</p>	字句挿入
調88	右	下から1行目	<p>別表3 サトラリズマブ製剤 <u>ガルカネズマブ製剤</u> <u>オファツムマブ製剤</u> <u>ボソリチド製剤</u> <u>エレヌマブ製剤</u> <u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u> <u>カブラシズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤</u> <u>フレマネズマブ製剤</u> <u>ムトレキサート製剤</u></p>	<p>別表3 サトラリズマブ製剤 <u>ガルカネズマブ製剤</u> <u>オファツムマブ製剤</u> <u>ボソリチド製剤</u> <u>エレヌマブ製剤</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	字句挿入